

会 議 要 録

| | |
|---|--|
| 会議の名称 | 酒田市文化芸術推進計画（仮称）検討委員会（第4回） |
| 開催日時 | 平成29年11月20日（月） 午後7時 ～ 午後9時 |
| 場所 | 酒田市役所4階 庁議室 |
| 出席者 | <p>○アドバイザー 帝塚山大学名誉教授 中川 幾郎 氏</p> <p>○出席委員 工藤 幸治 委員、関矢 順 委員、田中 章夫 委員 五十嵐 真生 委員、佐藤 百恵 委員、石井 諭 委員、 白旗 定幸 委員、大数見 貴子 委員</p> <p>○オブザーバー 村上教育長</p> <p>○事務局 菅原教育部長 （社会教育文化課） 阿部課長、阿部補佐、杉山主査、小松主査兼係長、 中里調整主任、浅井主任</p> |
| <p>1 開会（事務局）</p> <p>2 あいさつ（村上教育長）</p> <p>3 アドバイザーあいさつ 今回皆様のお手元に条例の原案と基本計画の骨子が上がっている。うまく構成された原案だと思う。1月の最終原案確定までにご意見を出し切っていただきたい。</p> <p>4 協議 （1）文化芸術推進基本条例案について （2）文化芸術推進計画案について</p> <p>事務局 ～事務局より文化芸術推進基本条例案、文化芸術推進基本条例について説明～</p> <p>アドバイザー 新しくできた文化芸術基本法も参考にしつつ、そして先進自治体の例も参照にしつつ先端的で過不足のない条例案を作ってくれたと思う。</p> | |

委員

少し外国に対する外からの対応部分が薄い気がする。インバウンドや酒田で働く外国人も多いので、そういう方々が参画できるようなもう少し具体的な記述があってもいいのかなと思った。

委員

行政側の考え方が多くて民間団体のことについてはあまり触れられていない気がする。

アドバイザー

行政側の仕事においては公共施設の整備とか文化的環境の整備が基本的なベース。しかし、事業に関しては、全て行政の仕事とは言っていない。民間団体やNPOの人たちも一緒にやるという仕組みが必要。計画のどこかに記述があったかと思うが。

事務局

推進体制のなかで条例に基づくもので第三者機関となる文化芸術審議会ができ、その下に教育長をはじめ関係課長等で組織される推進プロジェクト会議、さらにその下に市民や文化事業を行っている様々な実行委員会が入り、事業を検討する。一方で行政側でも連携して推進していくための関係課を集めた推進プロジェクトチームをつくる。

アドバイザー

そこに書かれていることをイメージしてもらえないと思う。特定の団体をここで規定してしまうのは難しいのでは。

委員

文化条例の案と計画の案を照らし合わせながら確認しているなかで、支援を受けるとか推進していくとか、団体の役割が曖昧かなと感じる。市民、行政、団体など立場が色々あるのでそこははっきりした方がよいかと。

アドバイザー

国の記述は文化芸術活動団体の自主性を尊重し・・・で止まっていたのではないかと。支援の対象にはなっていない。事務局、読んでみてください。

事務局

文化芸術基本法の第2条6で、「文化芸術に関する施策の推進にあたっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。」とある。

アドバイザー

この書きぶりはいずれのものではないということ。それぞれの団体が文化の担い手として頑張りましょうねという意味。国から助成を受けられる対象とは書いていない。

委員

そうなる支援という言葉は一步踏み込んでいるような気がする。

アドバイザー

誤解を招かない書きぶりをしましょう。本条文は、国の基本法をうまく書きかえたものにした方がいいかもしれない。第6条については要注意。

委員

基本的施策の20番、情報感度の高い人の取り込みを目指しますとあるが、情報感度の高い人とはどういった人をイメージしているのか。

アドバイザー

そこまで書くことないでしょうと。情報感度の鈍い人が取り残されてしまう感じがする。外しましょう。大事なことである。

委員

選択と集中とは一体何かとずっと考えてきた。まさに基本は前文にあるように酒田湊。多様性とか異なる文化であるとかそういうものを受け入れて、その懐の深さが酒田の文化であるということをここで言っている。よって、基本施策にも多層性や重層性などといった様々な文化がミックスになったものが酒田の文化であるとうたったものがないのではないか。第4節の核となるテーマのところできちんと書かないといけない。

アドバイザー

これについてはのちほど議論したい。非常に高度な議論であるので。今議論していただきたいのは、抜けているものがないかということ。市民の文化的人権を保障する柱として何か抜けていないか、あるいは住民と行政との参画と協働を保障するにあたって抜けている視点がないか点検していただきたい。

委員

3番目の学校教育におけるというところ。計画の中には芸術に関わる人たちはすべてアーティストと捉えて書かれているが、伝統文化に関わっている方もアーティストと捉えてよいか。伝統文化を守り、伝承してきている人たちが全てアーティストというくりでいいのかなど。伝統と今の芸術を繋ぐところに違和感があったので。

アドバイザー

最初の方で、アーティストというのはこれだけ含みますと定義付けしておいた方がよい。一般用語ではなく最初の説明で。伝統芸能、伝承芸能すべて含みますというふうにしたらよい。さきほど委員がおっしゃった「酒田らしさ」とは何かという議論だが、ひとつやふたつじゃなくて複合化してやる必要があると。観光政策はみな複合政策。音楽だけの集客政策はない。垂直軸を憧れの軸とするならば、水平軸は体の快感を感じる軸である。この2つを重ね合わせていくということは、観光政策も産業政策も必要である。これは基本的施策の核となるテーマにもかかるが、クロスオーバー、ポリシーコンプレックス、政策複合の視点が重要である。市民と行政、企業と行政。いわゆる内部の複合関連部局の集合、もしくは協力を重点的な目標としたらいかがか。実は政策複合を訴えている。行政内部でも観光振興課と文化財保護課が手を結ぶとか、社会教育と別の福祉政策が手を結ぶとか、そういったことをもっともっと奨励するような計画にしては

しいと思う。そしてもうひとつ議論していただきたいのが、酒田らしさと言ったら、絶えず前に行こう前に行こう、新しいものやろうとか、そのエネルギーではないだろうか。その積み重ねが本間家に残っている。先人たちを有難がっているだけじゃなくて積極的に学ぶ姿勢が大事ではないかと。そういうことを何か文章化できないかと思っている。伝統も歴史も大事にする。大事にするがゆえに絶えず最先端の新しいものに取り組んでいくという猛烈な気迫を持った街をつくっていく。そんな描き方ができたらなと思って提案する。

委員

酒田は元々商人の文化の街。12番の「多様な分野、連携ネットワーク」にも繋がっていくが、商人の文化は人の繋がりというところをもっとアピールすると良いのではないかと。酒田という街を意識させるものがほしい。

アドバイザー

町人文化、町衆文化、どちらかになるか。

委員

そういった何か街を印象づける何かがあるといい。

委員

今おっしゃっている町衆文化の根本を考えなければならないと思う。古い物だけに頼らず常に革新していかなければ芸術は成り立たない。歴史的な資源とアーティストや表現者たちが融合することで、市全体が歴史的資源あるいは美術などと重なって、新しい酒田の文化になっていくのではないかと。じゃあ核となる事業は何かとなった時に、酒田らしさはみんなでもう少し考えていかなければならない。先ほどアドバイザーが言っていたポリシーコンプレックス、そういった色んなことをやっていくのが酒田らしさかなと。

アドバイザー

それに加えて、ポリシーコンプレックス、部局別のクロスオーバー、住民や民間との交流、協働をやるにはプロデューサーが必要。よって人材育成を入れている。

委員

アートコーディネーターと書いてあるが。

アドバイザー

それもひとつ。行政は人事異動があるのでプロデュース能力も専門的に外部化して温存しておいた方がいいのではということで入れている。21世紀の町衆文化と入れたらどうか。新しい町衆を育てる文化政策。子どもたちを町衆に育てていくというような展望で頑張ればどうか。酒田は21世紀の町衆文化を目指す港町ですというような感じで。頑張るぞ、責めていくぞと。

教育長

今議論になっているのはジャンルを超えて壊して作るとか混ぜるとかといった動きそ

のものを核にするということ。どれくらい理解を得られて、どういうふうに説得して盛り込むかというのが非常に大事。大事なところは何か確認していかないと大変である。

委員

実際はこの20の基本的施策のいくつかの組み合わせで酒田らしさを出していきますよということになるのではないかと。

教育長

逆にいうと動きを主にした書き方、テーマを動きのように表現した推進計画はどこにもないのではないかと。

アドバイザー

そうです。

委員

先日、土門拳記念館でダンサーがコンテンポラリーダンスを踊る企画をしたが、素晴らしかった。昔から酒田にある文化、文化施設、そして新しい人たちの芸術をうまく組み合わせたら酒田ならではのものができるのではないかといつも考えている。

アドバイザー

思い切って基本的施策に基づく核となるテーマとしたが故に、矮小化される危険性がある。あるいはジャンル別にされてしまって、縦割りで消されてしまう恐れがある。委員から提起あったことも組み込んでいくと、基本的施策を実現するうえでの行動原則になる。あるいは実現に向けての姿勢と言ってもいい。

委員

いいアイデア。20世紀の町衆文化といえ、すべて包含されて観光中心のものも入ってくるし。非常に包摂。

アドバイザー

一度原案を作ってみては。今の議論の中で言うと、1つめは総合化もしくは複合化を考え、複合性を優先する。2つめは多数の部局間、主体間の連携を促進する。3つめは新と旧が常に対比すべく努力する。4つめは固定観念にとらわれた施設運用をせず、時々転用し応用可能性を開発する。そうすることによって、酒田の持つ宝物がメルトダウンして行って、広がっていく。

委員

酒田在住の方や酒田出身の方からそういったことを日常的にやっていただく方が良いと思う。うまくコーディネートしてくれる人がいれば、なんとなく協力してくれそうな感触はある。条例でつくる審議会が大元になるのか。

アドバイザー

それが一番オーソドックス。条例ができれば条例が最高規範になるので、その条例に基づいて設計された審議会が非常に重い責任をもつ。基本的な役割は、政策がちゃんと動いているのか、条例がちゃんと活かされているのか評価して意見を返していく、目を

つけていくこと。専門部会を作って、次年度の事業はこうするべきだという事業提案をする審議会もある。

委員

そのような専門部会を作ってもかまわないのか。

アドバイザー

かまわない。審議会をまず作ってその下に専門部会を設けて、その専門部会で事業提案をしてくださいとか、あるいは補助金の審査やってくださいというところもある。

委員

予算が限られているので市は施設提供して、費用は自己負担でという形にしていかないと長続きしないと思う。

アドバイザー

経費については事業提案していくなかで開発していきましょう。それでは、今ご意見をいただいたことを一度持ち帰り、酒田らしさの出し方については第4節の書き方でクリアできるのではないかと思う。大きな課題は条例の前文。これが委員がおっしゃった酒田らしさになってくると思うのだが、これをできるだけ今日出た議論を含めて条例前文を書いてみてはいかがか。それ以外の骨格については今日のところでご異論なかったかなと思う。では、文化芸術基本条例の骨子についてはご承認。それから文化芸術推進計画案については、第4節の基本的施策に基づく核となるテーマを少しアレンジして、基本的施策の取組み、基本姿勢とかえて書きぶりをかえる。それ以外については原案どおりということによろしいか。

教育長

共通理解としての確認をさせていただきたいのですが、「文化芸術活動を支える人材の育成」について。これはどういうことを言っているのか。

アドバイザー

アートコーディネーターとかアートマネジメントが出来る人という意味。アーティストの育成ではない。分野でいうと3つか4つある。アートコーディネーター、アートプロデューサー、アートファシリテーターなど。アーティストと市民を繋ぐ人が必要である。

教育長

アートマネジメントできるような人材を市として育成することをうたっているということか。

アドバイザー

そうです。ただしプロとは限っていない。

教育長

これは高度なこと。単なるアーティストにはできない非常に難しい人材育成だと思う。

アドバイザー

どの自治体でもこのプロを第3者的に育成する力は持っていない。文化ホールの職員や美術館の職員などからしてもらい、そこから学んでもらう。

教育長

今の職員を含めて研修に出てもらったり、勉強してもらおうということか。

アドバイザー

できれば文化担当課の人間が全員アートマネジメントの研修を受けてほしい。文化行政は最高にレベルの高い難しい政策分野だと私は思っている。非常に経営の能力もいるし人の感動を扱う仕事。だからアートマネジメントを意識して少し書き方を変えた方が良い。

時間なのでまとめたい。少しだけ加筆修正が出て来た。皆様におかれてはパブリックコメントの期間に入る前にご意見出していただければパブコメ原案に入ることができる。P3のあたりに「新文化芸術基本法の第7条の2にしたがって計画を策定するものです」とはっきり言った方が、議会で理解されやすく通りやすいと思う。基本法第7条の2は、国の文化振興基本計画の準用。地方公共団体もこの法律を準用して作ってくださいと言っているわけで、法を尊重するからむしろこの計画を作るということを直に説明した方が通りやすい。これは書く必要はない。それと、文化審議会は文化芸術基本法第37条の規定を準用して設置するものであると。あわせて、P17 市民との協働共創には、市民公益活動条例の趣旨を最大限活かしてと書いた方が良い。市民公益活動条例については、はじめにのところでも触れているのだから、大事にするのだと言った方が良い。

委員

これは、出来上がりは条例の方が先になるのか。

アドバイザー

条例が先。委任関係でいえば、条例が計画を作れと命令しているということになる。

5 その他

- (1) 今後のスケジュールについて

6 閉会